

優良鉄筋溶接会社認定実施細則

平成 21 年 2 月 26 日 制定

平成 22 年 7 月 22 日 改正

平成 22 年 9 月 15 日 改正

1. 目的

本実施細則は、優良鉄筋溶接会社・A級継手溶接施工会社認定規定（以下、「認定規定」という）に則り、優良鉄筋溶接会社認定委員会（以下、「委員会」という）が、鉄筋の溶接継手施工を業とする会社（以下、「申請会社」という）からの申請に基づき「優良鉄筋溶接会社」として認定するために必要な事項を定める。

2. 認定審査の種類

(1) 新規審査

新たに優良鉄筋溶接会社の認定を受けるための審査で、書類審査及び現地審査とする。

(2) 更新審査

優良鉄筋溶接会社に対して3年毎に行われる審査で、書類審査及び現地審査とする。

3. 認定申請の要件

優良鉄筋溶接会社の認定を希望する申請会社は、次の要件を満足しなければならない。

- (1) 事業の目的に鉄筋の溶接継手を施工することが記載されている会社であること。
- (2) 申請会社は、本協会の正会員であること。なお、会員外であっても申請と同時に入会手続きを行っている場合は可とする。
- (3) 申請内容に本実施細則 6. 評価基準で「C」に該当する項目がないこと。

4. 認定申請手続き

認定申請要件 3. を満足した申請会社は、次の手続きにより申請しなければならない。

- (1) 申請に必要な提出書類は、規定第4章 8. に基づき、次の書類を提出する。
 - ①優良鉄筋溶接会社認定申請書（溶優-様式-01）・・・正副各1部
 - ②本実施細則に定める「新規審査及び更新審査申請時に必要な提出書類」・・・正副各1部
- (2) 申請期間は、随時とする。
- (3) 申請書類の提出については、委員会宛に直接協会へ届けるか、郵送又は宅急便等を利用する。
- (4) 協会は、提出された申請書類等に過不足が無いことを確認する。
- (5) 申請書類に不備がある場合は、再提出を要求する。なお、委員会で決定した再提

出期限までに提出が無い場合は、申請を受け付けない。

(6) 本実施細則に定める申請料及び審査料は、申請と同時に協会宛に納付する。なお、納付された料金の返納は、理由の如何を問わず行わない。

新規審査及び更新審査申請時に必要な提出書類

書類の名称	作成上の注意事項等
0) 申請書	(溶優-様式-01)
1) 事前調査表	技量資格者数・施工班数・機器類等の事前確認事項 (溶優-様式-02)
2) 申請会社組織体制図 (会社組織図)	(本店、支店及び営業所等を記入) 部署名などには、必ず責任者氏名を記入する。(書式自由)
3) 従業員名簿	鉄筋溶接関係の従業員については、氏名、所属部署名、職位、鉄筋溶接関係の資格などを記入する。(書式自由)
4) 品質目標 (又は品質管理目標)	鉄筋溶接施工工事における申請年度の具体的な品質目標
5) 鉄筋溶接施工要領書	要領書 (工法認定を受けている溶接会社は、その要領書)
6) 鉄筋溶接作業手順書	作業手順書 (工法認定を受けている溶接会社は、その手順書)
7) 機器管理台帳	鉄筋溶接施工に使用している機器名称、台数、保管状況を記載した台帳の写しを提出する。
8) 教育指導に関する規定	計画、定時教育及び随時実施している教育等の内容が記載されている規定
9) 教育実施計画	書式のみ提出する。
10) 外注契約書	契約時の書式のみ 提出する。

5. 審査

優良鉄筋溶接会社の認定に伴う審査は、本実施細則に定める評価基準に基づき、次による。

- (1) 審査期間は、原則として、申請受理日より6ヶ月を超えないこととする。
- (2) 新規審査及び更新審査の内容は、現地審査と書類審査とする。

②現地審査

協会の審査員が申請会社に出向き、実施する。

<審査の一例>

現場審査・・・鉄筋溶接施工現場に出向き、施工の実態を確認する。

面接審査・・・4時間程度(申請者指定場所にて)実施する。

①書類審査

本実施細則に定める評価基準に基づいて、事前に提出された書類により審査する。

6. 評価基準

委員会は、申請会社に対して鉄筋溶接施工体制、品質管理体制及び信頼度等の全体評

価3項目について評価する。

○評価基準（A：適合、B：是正、C：不適合）

※「C：不適合」の評価がある場合は、認定不可とする。

(1) 鉄筋溶接施工体制

審査内容	基準
継手管理技士(鉄筋又は溶接)が1名所属していること	<ul style="list-style-type: none"> ・1名以上：A ・いない：C
鉄筋溶接技量資格者2名以上(技量種別を問わない)が所属していること	<ul style="list-style-type: none"> ・2名以上：A ・2名未満：C
鉄筋継手部検査技術者1W種、2種又は3種1名以上が、	<ul style="list-style-type: none"> ・1名以上：A ・いない：C
半自動溶接装置(一式)	<ul style="list-style-type: none"> ・保有1台以上：A ・保有無し：C
冷間直角切断機(協会認定品)	<ul style="list-style-type: none"> ・1台以上：A ・保有していない：B
UT探傷器(記録型)	<ul style="list-style-type: none"> ・1台以上：A ・保有無し：C

(2) 品質管理体制

	審査内容	基準
I. 体制 品質 管理	(1) 経営者の品質管理に対する考え方がまとめられており、品質管理を徹底させるための項目毎の具体的な規定が決められていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の品質目標及び品質管理指針が定められている。：A ・どちらか一方しかない：B ・定められていない：C
	(2) 工法としての「作業手順書」が定められ、整備されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・定められ整備されている：A ・記載内容に不備がある：B ・作業手順書の内容が抜けていて、作業手順書としての体をなしていない：C
II. 作業 標準	(3) 鉄筋溶接施工現場において、溶接を実施する鉄筋の端面加工に協会認定品の冷間直角切断機を使用していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・端面加工で使用している：A ・端面加工で使用したことが無い：B
	(4) 工事毎の工事台帳が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳が整備されている：A ・台帳はあるが、記録が一部しかない：B ・台帳がない：C

	(5) 工事開始前にすべての技量者が施工前試験に合格していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工毎の施工前試験の記録がすべてある：A ・ 施工前試験の記録の一部がない：B ・ 記録がない：C
Ⅲ 施工要領書	(6) 「施工要領書」が作成され、整備されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定められ整備されている：A ・ 施工要領書内容に不備がある：B ・ 施工要領書がない：C
	(7) 施工工事毎の施工要領書が作成され、そのすべてが保管されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事毎に作成され、全て保管されている：A ・ 工事毎には、作成していない。又は作成していない：B
Ⅳ 機器の整備	(8) 「機器類等の整備基準」に基づき、台帳が整備されており、点検・保守管理が行われていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器類の台帳があり、保守点検記録がある：A ・ 機器類の台帳があるが、保守点検記録がない：B ・ A及びB以外：C
Ⅴ 検査システムの整備・確立	(9) 自主検査が施工要領書に基づいて適切に行われていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事毎の検査記録がある：A ・ 検査記録の一部がない：B ・ 検査記録がない：C
	(10) 自主管理が施工要領書に基づいて適切に行われていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ パトロール毎の検査記録がある：A ・ 検査記録の一部がない：B ・ 検査記録がない：C
	(11) 自主管理としてUT検査が適切に行われていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての検査記録がある：A ・ 検査記録の一部がない：B ・ 検査記録がない：C
Ⅵ 時の措置 不具合発生	(12) 不具合が発生した場合、施工要領書に基づき、適切に是正措置が行われていることが、書類として整理、保管されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定められた方法により適切に処理されている記録がある。：A ・ 不具合があるが、記録の一部が無い：B ・ 記録が無い：C
Ⅶ 教育	(13) 全社員又は鉄筋溶接技量者に対する「教育指導に関する規定」が定められていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育指導に関する規定及び年間教育計画が定められている：A ・ 教育規定が定められているが、年間計画表は無い：B ・ 規定が無い：C
	(14) 「教育指導に関する規定」に基づき、定期的に品質管理責任者又は鉄筋（又は溶接）継手管理技士による教育が実施されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間計画に基づく記録あるある：A ・ 記録があるがすべてではない：B ・ 記録が無い：C

	(15) 不具合の発生毎に全技量者に周知徹底していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・不具合の発生に伴う教育記録がある：A ・一部しかない：B ・ない：C
IX 外注施工管理	(16) 外注施工会社を選定する責任者が選任されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者が定められ、記載がある：A ・責任者が定められているが、記載がない又は、特に責任者が定められていない：B
	(17) 外注施工会社が施工した溶接部に対して自主管理を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の管理以上の回数で行っている：A ・自社と同様の回数行っている：B ・B以下の回数にて行っている：C
	(18) 不具合の是正措置に関することが契約書で取り決められていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の責任にて処置されることが明記されている：A ・外注先の責任にて処置されることとなっている：B ・特に取り決めていない：C

(3) 信頼度等の面接評価

	審査内容	基準
経営者への面接 品質管理責任者又は	鉄筋溶接施工会社の経営者に、次の点の説明を受ける。 ①品質管理の目的 ②品質目標 ③品質管理において特に努力している点 ④不具合発生に対する基本的な考え方	品質管理への熱意と意欲を判断し、品質管理に関する信頼度を評価する。
鉄筋溶接技量資格者への面接	鉄筋溶接施工現場において「施工要領」及び「作業標準」に基づいて施工が確実に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ・作業標準通りの施工を行っている：A ・端面加工及び溶接手順が作業標準と一部異なる：B ・作業標準に無い行為が行われている：C
	溶接資格者が自社の品質管理に関して十分に理解し、日頃より鉄筋溶接作業全般に留意している。	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な回答が得られた：A ・質問の対する回答が不明確：B
	施工要領書の検査の事項に基づき、検査が適切に実施されていることが、施工現場で確認できること。	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に行われている：A ・回答が得られない：B

7. 是正

認定審査の結果、認定不可以外の指摘事項がある場合は、是正内容を通知すると共に認定を保留とし、委員会が定める期間内に速やかに是正の報告書（書式自由）を提出しなければならない。なお、委員会が定める期間内に是正が完了しない場合は、認定を不可とする。

8. 認定の決定と認定通知

- (1) 認定の決定については、協会の理事会に委員会の審査結果報告書を提出し、承認を得て決定する。
- (2) 公表（発表）は、理事会終了後とし、公表後直ちに申請会社へ結果を通知する。

9. 認定有効期間

優良鉄筋溶接会社の認定有効期間は、3年間とし、認定の決定の日より3年後の12月31日迄とする。

10. 認定内容の変更

優良鉄筋溶接会社は、認定時点の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更事項等についての委員会に対して変更申請手続き（書式自由）を行わなければならない。

11. 認定範囲及び帰属

理事会の承認を受けた申請会社を優良鉄筋溶接会社とし、その認定範囲は、当該認定会社の品質管理体制に包括される支店（又は営業所）までとする。ただし、委員会の審査結果により、包括範囲外であると判断された場合、支店（又は営業所）は含まない。

12. 認定書

規定12.各項の定めにより、優良鉄筋溶接会社認定書（以下、「認定書」という）を発行する。なお、認定書には次の事項を記載する。

- (1) 認定書
- (2) 法人名及び事業所名
- (3) 鉄筋溶接工法名称
- (4) 法人名及び事業所の所在地を都道府県より記載
- (5) 認定番号 JRJI-溶優-（登録番号）
- (6) 認定有効期限
- (7) 認定評価基準
- (8) 特記事項：「A級継手工事を行う場合は、別途、A級継手溶接施工会社認定が必要となる。」を記載する。

13. 認定の取消しと認定書の失効

- (1) 規則第15条に定めるものに抵触する場合は、認定を取り消し、当該会社へその旨を通知する。

＜日本鉄筋継手協会優良会社認定制度規則 第15条抜粋＞

第15条 協会は次の事項に該当する場合、認定を取り消し、当該事業者に対してその旨を通知すると共に、第14条第2項に準じて公表する。

- (1) 虚偽又は不正があった場合
- (2) 認定要件が満足できない場合

- (3) 協会の名誉を傷つける事由が発生した場合
 - (4) その他、国の定める法令等に違反した場合
- (2) 規定 13. の定めにより、認定した有効期間に係わらず認定書を失効とする。
- (3) 規定 14. の定めにより、認定書の失効が決定した場合は、速やかに現有する認定書を協会へ返還しなければならない。

14. 異議申立て

- (1) 委員会は、規定 15. に基づく異議申立てを受付、受理し、速やかに委員会を開催して、その対応にあたることとする。
- (2) 委員会は、異議申立て者又は法人へ審議結果を通知する。
- (3) 異議申立ては、1 案件に関して1回を限度として受け付ける。

15. 申請料、審査料及び認定料

新規及び更新における申請料、審査料及び認定料は、別に定める日本鉄筋継手協会料金表による。

<料金納付についての注意事項>

- ※申請料、審査料は、申請時点で同時に支払う。
- ※認定料は、認定の通知が届いた時点で速やかに支払う。
- ※申請料、審査料は、認定に至らなかった場合でも返却しない。
- ※審査料以外に、申請者の事由により審査を担当する委員の増員等の費用が発生した場合は、申請会社の負担とする。

16. この実施細則の改正又は廃止

この実施細則の改正又は廃止は、委員会が発議し、理事会の議決による。

附 則

- 1. この実施細則は、平成 22 年 9 月 15 日に改正し、同日より施工する。

<別添資料>

- 溶優－様式－01 優良鉄筋溶接会社認定申請書
- 溶優－様式－02 事前調査表

<以下、空白>